

# 令和8年4月分からの保険料の改定等について

令和8年3月7日開催の第139回通常組合会で、保険料改定等について議決されました。  
 次の内容をご確認いただき、ご理解の上、ご協力お願いいたします。

## 1. 介護保険料額の改定

40歳～64歳の被保険者の皆様から、納付いただいている「介護保険料」は「介護納付金」として国へ拠出しておりますが、近年、その納付額が、保険料収納額を上回っており、過去4年間続いている、単年度赤字決算の要因となっております。  
 「介護納付金」に対して必要な保険料を確保するため、**令和8年4月分から介護保険料を改定させていただきます。**

## 2. 子ども・子育て支援金保険料の納付開始

社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくための「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から当組合も「子ども・子育て支援納付金」を国へ拠出することになります。  
 これにより、**18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者(高校生まで)を除く被保険者**の皆様から「子ども・子育て支援金保険料」を**令和8年4月分**から納めていただくことになりました。

## 3. 医療保険料(家族)の年齢設定改正

家族の医療保険料は年齢を3区分に設定しておりますが、未就学児以外の**年齢設定を「子ども・子育て支援金保険料」の年齢設定と同一になるよう改正します。**

### ■医療保険料(家族)の年齢設定

7,000円	改正前	4月1日時点で、満19歳以上の被保険者
	改正後	<b>18歳に達する日以後の最初の4月1日以後の被保険者(高校卒業以後)</b>
5,000円	改正前	4月1日時点で、満19歳未満の被保険者
	改正後	<b>18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者(高校生まで)</b>
4,000円	改正なし	6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者(小学校入学前)

### 例 10月で18歳になる被保険者の医療保険料賦課

<医療保険料が5,000円から7,000円に変更となる時期が次のとおり変わります！>

令和7年度	令和8年度												令和9年度								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和7年度まで 4/1時点で満19歳以上の被保険者は7,000円	18歳 5,000円												19歳 7,000円								
令和8年4月分 高校卒業後の4月から7,000円	18歳 5,000円			7,000円									19歳								

※3月で高校を卒業する年代の被保険者は、翌月の4月分から<医療保険料>が7,000円になると同時に<子ども・子育て支援金保険料>1,000円の徴収が開始されます。

## 埼玉県薬剤師国民健康保険組合 国民健康保険料改定表

区 分 (種 別)				1人当たり月額保険料(円)		
				令和7年度	令和8年度	
				令和8年3月分まで	令和8年4月分	
① 医療保険料	組合員	第1種	事業主組合員	23,000	<b>23,000</b>	変更なし
		第2種	薬剤師従業員	19,000	<b>19,000</b>	
		第3種	非薬剤師従業員	16,000	<b>16,000</b>	
		第4種	個人加入薬剤師	19,000	<b>19,000</b>	
	家族	18歳以上	高校卒業以後	7,000	<b>7,000</b>	年齢設定改正
		18歳未満	高校生年代まで	5,000	<b>5,000</b>	年齢設定改正
		未就学児	小学校入学前	4,000	<b>4,000</b>	変更なし
	② 後期高齢者支援金保険料(全被保険者)				4,500	<b>4,500</b>
③ 介護保険料(40歳～64歳)				4,900	<b>5,900</b>	金額改定
④ 子ども・子育て支援金保険料(18歳以上)				—	<b>1,000</b>	新設
⑤ 特別保険料(75歳以上の第5種組合員)				1,000	<b>1,000</b>	変更なし

### ① 医療保険料

病気や怪我をした際の医療費に充てられ、種別により定められた金額を**全被保険者**に納付いただきます。

### ② 後期高齢者支援金保険料

後期高齢者医療制度を支えるため各保険者が国へ拠出する<後期高齢者支援金>に充てられ、**全被保険者**に納付いただきます。

### ③ 介護保険料

介護制度を支えるために各保険者が国へ拠出する<介護納付金>に充てられ、**40歳から64歳の被保険者**に納付いただきます。

### ④ 子ども・子育て支援金保険料(令和8年度からの新設保険料)

子ども・子育て世帯を支えるために各保険者が国へ拠出する<子ども・子育て支援納付金>に充てられ、**18歳以上(高校卒業以後)の被保険者**に納付いただきます。

### ⑤ 特別保険料

**75歳からの後期高齢者医療制度へ移行後、組合員資格を継続する方**に納付いただきます。

当組合の保険料は翌月徴収のため、**4月分保険料は5月20日に口座振替**となります！！

令和8年5月1日に、各事業所宛(第4種は各自宅)に「国民健康保険料納額告知書」を送付いたしますので、改定後の保険料額をご確認ください。